

長崎県農業経営改善促進資金融資事業事務取扱要領

最終改正 令和 8 年 7 月 9 日付 8 農営第 9 2 号

目次

- 第 1 趣旨
- 第 2 借入手続
 - 1 資金利用の申請
 - 2 申込書の認定
 - 3 融資の通知
 - 4 借入申込
 - 5 資金の利用継続について
- 第 3 貸付目標額の設定
- 第 4 低利預託基金等の貸付契約
- 第 5 預託金の貸付
- 第 6 基金協会による低利預託基金の預託
- 第 7 報告
- 第 8 資金貸付けの適正化

附則

第1 趣旨

長崎県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（以下「要綱」という。）第12に基づき事務取扱要領を以下のとおり定める。なお、融資事務に関しては、本事務取扱要領、長崎県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）及び融資機関の定めるところによる。

第2 借入手続

1 資金利用の申請

- (1) 借入希望者は、農業経営改善計画を資金面に投影した資金利用申込書兼借入申込書（農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）様式第1号）（以下「申込書」という。）を必要に応じて振興局、農業協同組合営農指導組織等と相談しながら作成し、下記の書類を融資機関に提出するものとする。

申込書（実施要綱様式第1号）

農業経営改善計画の写し

農業経営改善計画認定書の写し

経営資金（運転資金）月別借入計画（様式第1号）

決算関係書類又は青色申告書の写し（原則として、前年度分、累積欠損金がある場合及び前年度の決算が赤字の場合は過去3カ年分）

- (2) 融資機関は、申込書の受理に当たり、借入希望者に対してこの事務取扱要領及び特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）の定めるところにより当該申込書を推進会議の構成機関に送付することがある旨について同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書（実施要綱様式第1号の裏面）の確認欄に署名又は記名及び押印を求めることとする。
- (3) 推進会議は、本資金の貸付に係る認定等の事務を、原則として、融資機関（借入申込案件が基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び基金協会。）に委任するものとする。
- (4) (3)の委任を行わない場合または借入希望額が要綱第3の4の(1)に定める極度額等の上限を超える場合には、融資機関は、資金利用申込書兼借入申込書認定申請書（様式第2号）（以下「認定申請書」という。）及び関係書類を推進会議の事務局へ提出し、認定を求めるものとする。
- (5) (4)により関係書類等の提出を受けた推進会議の事務局は、速やかに関係機関に関係書類等を送付するものとする。

2 申込書の認定

- (1) 1の(3)により推進会議から委任を受けた融資機関は、認定等に関する審査（農業経営改善計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償

還の確実性等)を行うものとし、当該融資機関は、推進会議事務局に対し、速やかに、資金利用申込書兼借入申込書認定通知書(以下、「認定通知書」という。)(様式第3号)に關係書類を添付のうえ報告するものとする。

当該報告を受けた推進会議事務局は、關係機関に対して關係書類を添付のうえ報告するものとする。

- (2) 1の(4)により、推進会議が認定を行う場合には、推進会議は認定等に関する審査を行い、当該審査結果を認定通知書(様式第4号)により融資機関に対し送付するとともに、關係機関に対して報告するものとする。

3 融資の通知

融資機関は、原則として申込書等の受理から1月半以内に借入希望者に融資の可否を通知するものとし、それまでの間に手続が完了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。

なお、融資可とするときは農業経営改善促進資金借入手続のご案内(様式第5号)を借入希望者へ送付する。

4 借入申込

前項により融資可の通知を受けた借入希望者は、借入計画に応じて融資機関の定めるところにより、借入の手続きを行う。

5 資金の利用継続について

農業経営改善促進資金の借入者が、当初の計画(農業経営改善計画をいう。以下、同じ。)の期間に続いて新たな計画の認定を受け、本資金の利用継続を希望する場合、借入希望者は、1に規定された借入手続にかかる書類を融資機関に提出するものとする。

- (1) 利用継続を希望する資金の極度額が現在設定されている極度額を超える場合は、1および2の手続に基づき、推進会議において、極度額の認定を受けることとする。
- (2) 利用継続を希望する資金の極度額が現在設定されている極度額の範囲内の場合は、推進会議において極度額の再認定を要しないこととする。

この場合において、融資機関が利用継続を認める場合、融資機関は認定通知書(様式第6号)に關係書類を添付のうえ、推進会議事務局へ報告するものとする。当該報告を受けた推進会議事務局は、關係機関に対して關係書類を添付のうえ報告するものとする。

第3 貸付目標額の設定

- 1 融資機関は、要綱第5の1の(1)の規定に基づく翌年度の貸付予定目標額を様式

第7号により、前年の12月10日までに知事に提出するものとする。

- 2 知事は、要綱第5の1の(1)の規定に基づく融資機関別貸付目標額及び基金協会への預託額を決定したときは、速やかに（様式第8号、第9号）により融資機関及び基金協会へ通知するものとする。

第4 低利預託基金等の貸付契約

- 1 県資金を貸し付けるにあたっては、知事は、基金協会と農業経営改善促進資金預託基金原資貸付契約書（様式第10号。以下「貸付契約書」という。）により貸付契約を締結するものとする。
- 2 貸付にあたっては、要綱及び本要領に定めるほか貸付契約書によるものとする。

第5 預託金の貸付

融資機関は、本資金を融通しようとする時は、（様式第11号）によりあらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、基金協会との間において資金供給に関する基本契約（様式第12号）を締結するものとする。

第6 基金協会による低利預託基金の預託

- 1 基金協会は、要綱第5の2の(1)の借入金及び融資機関に預託するものとして長崎県から出捐された資金により、低利預託基金を造成し、融資機関に預託する。
なお預託額については長崎県の指示（様式第13号）に従うものとする。
- 2 県は、融資機関にも上記の内容を通知するものとする（様式第14号）。

第7 報告

- 1 融資機関は、要綱第7の1の規定に基づく上半期（4月1日から9月30日まで。以下同じ。）・下半期（10月1日から3月31日まで。以下同じ。）ごとの「農業経営改善促進資金貸付状況報告書」（実施要綱様式第3号）を作成し、これを上半期末及び下半期末の翌月の末日までに基金協会に提出するものとする。
- 2 基金協会は、要綱第7の2の規定に基づく上半期・下半期ごとの「農業経営改善促進資金低利預託基金預託等状況報告書」（実施要綱様式第4号）を作成し、上半期末及び下半期末の翌々月の15日までに知事に提出するものとする。
- 3 知事は、2の提出を受けたときは、これを速やかに九州農政局に提出するものとする。

第8 資金貸付けの適正化

- 1 融資機関は、本資金の貸付け及び資金の払い出しに当たっては、次の事項に留意して、適切な運用の確保に努めるものとする。
 - (1) 本資金の貸付を開始するに当たっては貸付けの相手方ごとに本資金と他の

資金とを明確に区分して管理すること。

(2) 本資金は、消費的資金であることに鑑み、貸付資金の払い出しは極力現金交付を避け、口座引落とし、口座振込み等、貸付資金の使途を確認し得る方法を活用すること。

2 融資機関は、常に借入者の資金利用状況及び経営状況等を把握し、本資金の融通及び償還の適正化を図るものとする。

3 本制度の趣旨に即した活用が図られていないと認められる場合は、利用継続の可否について推進会議の意見を聴いて処理するものとする。

附 則

この要領は、平成 6 年 12 月 13 日から施行する。

この要領は、平成 8 年 2 月 19 日から施行する。

この要領は、平成 11 年 12 月 22 日から施行する。

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 5 の 1 の関係様式第 8 号及び第 6 の関係様式第 10 号の融資機関への預託利率については、基金協会のうち、業務方法書において、融資機関への預託利率を平成 12 年 3 月 31 日付け 12 農経 A 第 449 号農林水産事務次官依命通知及び平成 12 年 3 月 31 日付け 12 農経 A 第 450 号農林水産省経済局長通知による改正後の預託利率とする旨の定めのないものについては、なお従前の例による。

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 8 月 4 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 3 月 16 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 9 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 7 月 9 日から施行する。